

大正・昭和前期公設市場規程の特質

藤 田 貞 一 郎

目 次

- I 問題の所在
- II 大正期の公設市場規程
- III 昭和前期の公設市場規程
- IV 余章

I 問題の所在

私は、これまで、大正期における公設市場登場の経済史的意義を確定するために、いささかながら作業を続けて来た。『京都市公設小売市場の五〇年—公設小売市場と日本資本主義—』（京都市・京都市公設小売市場連合会、1969年¹）・「大正期公設市場の特質」（『同志社商学』第24巻第1号、1972年）が、それである。

私が、大正期における公設市場の沿革を明らかにすることに、何故かくも執拗であるかについては、上記の著書・論文に触れているから、或る程度御理解いただけたと思う。従って、今またここに「問題の所在」と仰々しく題して一節を設けるは、筆者自らすら、屋上屋を架す感なきにしもあ

1 これは、のちに一部を拙著『近代生鮮食料品市場の史的研究』（清文堂、1972年）に採録した。

らずの思いがする。だが、人々わけても職業としての学問で生活をたてている専門人の、この問題に対する理解は未だに不十分と思うので、いと恥ずかしきことなど憶面もなく言い出でてとの感を読者に与えることを恐れながらも、ここに表現を変えて問題の所在を指摘しておきたい。

まず、従来の研究水準の一例として、以下に、井上敏夫氏の議論を紹介しておく。

「この時期（第一次世界大戦勃発時から大正一三年まで……藤田注）は、物価騰貴もいちじるしいものがあつた。朝日新聞社が作成した卸売物価指数によれば大正三年（1914）から最も高騰した八年（1919）までの間には、実に三・七倍の上昇率を記録したのである。この間、米騒動に象徴されるような消費生活者の不満が、極度に高まったことは当然のなりゆきであつたが、これに対する流通政策として、新しく公設市場が登場することになった。大正八年（1919）に大阪市が、市営の小売市場を市内四カ所に開設したのをはじめ、京都・名古屋・神戸・横浜・東京の各市が同年中に、それぞれ数カ所の公設市場を開設している。これらの施設は広範囲に広がった社会不安に対処するための、いわば窮民対策としての性格の強い廉売機構であつた。その意味では、すでに百貨店の出現以前から、大規模小売業の一種として存在した消費組合の実績を受けつぐものであつたともいえよう。このような公設小売市場は、その後各地に普及して、大正十二年（1923）ごろには三百以上に達し、年間売上高も六百万円を超える状態であつた。扱い品目は、米穀や生鮮、加工食品の他に薪炭、諸雑貨類の必需的な日用品の範囲で、かなり多種類にわたっていたようである。公設小売市場の普及が、とくに都市の下層生活者にとって一定の役割を果たしたことは、やがて公設の卸売市場を要求する声となって発展するのであるが、これは食料品を中心としたこれまでの分散的^(マ)地方市場の規模では、とうていまかないきれないほどに、

都市の消費市場が拡大してきた事実をうらづけるものである。² (171～172ページ)。

この議論は、注記からわかるように、近代日本における市場と流通機構についての歴史を主たる課題とした論文のうちの公設小売市場の登場という見出しのつけられた部分の前後にみられるものである。従って、大正期における公設市場³の経済史的意義、すくなくとも歴史的意義を確定することが主要課題であるはずなのに、その議論の水準は決して高いものではない。公設小売市場のみならず中央卸売市場についても井上敏夫氏の議論は、少なくともこの論文に関する限り低いと断ぜざるを得ない。上掲引用箇所からもわかるように、大正7(1918)年4月に大阪市が最初の公設市場を設けたという、この分野ではあまりにも周知の基礎的事実を、「大正八年(1919)」のこととするのは、一体、何を考えていられるのであろうか。これは、決して誤植とは解釈されない、あまりにも軽率な過ちである。何故なら井上敏夫氏は、同じ論文の中央卸売市場の成立を論じた箇所では、これまたこの分野では周知の事実である大正12(1923)年の中央卸売市場法の公布を、どうしたことか「大正十三年(1924)」(175ページ)としているからである。ついでながら今少し批判を加えておくと、井上敏夫氏は中央卸売市場問題を論ずるにあたって小金義照氏の『中央卸売市場法』に主として依存するにとどまっておき、全くもって不勉強のそしりは免がれない。⁴

2 井上敏夫「市場と流通機構」(遠藤元男編『産業近代史』雄山閣、1969年)

3 公設市場といえは、当時は公設小売市場のことを指している。公設の中央卸売市場が開場されてからも、この用語法は殆んど変わっていない。ただし、厳密にいうと、井上敏夫氏の用語法のように、どうしても公設小売市場と表現しなければならなくなって来る。そのためであろう。京都市の例では、最近は、それに関する法規も「京都市公設小売市場条例」と表現されるようになってきている。——昭和2(1927)年4月にこれに関する基本法規が作られた時、京都市の例では「京都市公設市場使用条例」と名付けられていた——。本稿では、原則として公設市場という表現を使う。

4 中央卸売市場問題を論ずるに当たっては、どのような文献を利用すべきかについては、差し当たり、前掲拙著『近代生鮮食料品市場の史的研究』の該当部分をみよ。

井上敏夫氏にのみ批判の矢を加えすぎた嫌いがあるが、そうした研究史の欠陥を是正するためのみならず、日本資本主義発達史あるいは近代日本史の全体像を真に生きたものとして描きあげるためにも、公設市場の意義を確定することは刻下の急務と私は考えている。というのはこうである。言うまでもないことながら、私たち人間は生物である。だから、人間は生きていくためには、日常生活必需品からはじまって奢侈品にいたるまで、様々な財貨を生産かつ消費しなければならない。このことは時代をこえ、地域をこえ、人間の歴史に一貫して流れている万古不易の命題でもある。ところで、この命題の解決方式には、大きくわけて自給自足と分業の二つがある。いうところの日本資本主義発達史あるいは近代日本史は、実はこの命題を分業によって、より正確にいうならば、経済の意志決定における分権制を立前とする資本主義的分業によって解決してきた歴史なのである——現代世界の社会主義社会も資本主義社会とはことなるにせよ、分業方式によって解決していることは周知のところであろう⁵——。さて、日本資本主義発達史が資本と賃労働の形成史であることは、ここに私が喋々するまでもない。だからこそ、数多くの優れた研究もこの主題を繞って積み重ねられてきている。しかし、不思議なことに、資本と賃労働の形成を支える不可欠の要素として日用必需品の流通機構の展開があることは、殆んど無視されているのである。労働力を労働市場で販売し、その結果として獲得した賃金でもって日用必需品を日用必需品小売市場で購入し、労働力の再生産を続けているのだという賃労働者の極めて重要な側面が殆んど無視されている。労働の移動の自由とか労働契約の自由、いかえれば統一的国内労働市場、の成立を支える基盤の一つに、日用必需品小売市場の広汎な展開がなければならぬという点が忘れられている。それはともかく、

5 社会主義社会における日用必需品流通機構の展開過程とそれがその社会の文化にいかなる特徴を刻印するかという比較史的研究は今後の精進の課題としておきたい。

同一労働市場圏内では、原則として運送費部分を除いては日用必需品の価格差がみられなくなり（標準定価売りの成立）、誰であろうと現金さえ持参すればなじみの如何にかかわらず日用必需品を購入することが出来（前近代的懸売り習俗の廃絶と現金売りの成立）——この点については、日用必需品の買手の都合だけでなく、日用必需品の売手たる販売人が、移動のはげしい賃労働者を相手にして踏み倒される心配なしに営業を長期にわたって安定的に続けうるといふ便宜も考えねばならないだろう——、毎日毎週毎月夜分を除くいつでも日用必需品市場が開店している（恒常的な日用必需品流通機構の成立）ことが、かの自由なる賃労働の展開を支える柱の一つであることは疑い得ないのではあるまいか。

以上述べ来たったことが正しいとするならば、大正期における公設市場登場の経済史的意義を究明することは、決して筆者の奇矯なる問題意識などではなく、また研究対象の不必要な拡散でもないこと、当然の帰結であろう。かくして、私は、これまでの作業に引き続いて本稿では、大正・昭和前期公設市場規程の特質を究明したいと思う。本論に入るに先立って、行論の便宜上、この前の作業「大正期公設市場の特質」で得た結論的覚書を再録しておきたい。

「従来、大正期における公設市場の設置の歴史的意義については、宮本説・今井説・持田説の判断がある。しかし、これら三者は結論を示しただけか部分的究明にとどまり、詳細な実証の上に立った議論でない欠陥が見受けられる。公設市場の設置は日本の近代史において極めて重要な歴史的出来事であり、また日本の近代史を鳥瞰する場合、逸すべからざる地位を占めている。にもかかわらず、わが国の歴史研究者は、私の知る限り一顧だに与えていないと言ってもいい状況である。こうした欠陥は、昭和43（1968）年に「学問的裏付をもつ精密な総合年表としては、これは嚆矢」と謳った『近代日本総合年表』（岩波書店）がとりあげた

のは、本稿の範囲内の出来事では、大正7年4月15日の「大阪市、初の公設市場を谷町・境川・天王寺に開設」という記事だけにとどまることにもあらわれている。しかもこの記事は、『大阪市社会事業概要』（市役所編）を出典としている。そうして、『近代日本総合年表』は、私が本稿で使用した資料（i）内務省衛生局『各地方ニ於ケル市場ニ関スル概況』や資料（ii）内務省社会局社会部『公設市場概況』を典拠文献として選んでいない。このような問題意識の欠如——自然発生的分業社会に生きる生き物としての人間にとって、食料品市場の重要性は決定的な事実であるにもかかわらず——が、大正7年12月の第217号内務次官通牒の存在すら『近代日本総合年表』をして採用させなかったのであろう。こうした従来の研究史——それはひとり歴史学界のみならず農業経済学界や漁業経済学界の研究史——的状况に対する不満から、私は、徳川期から近・現代にかけてのわが国の食料品市場の変遷過程とその歴史的意義の確定にとりかかっている。そうして、これまでの仕事——各道府県食品市場規則ならびに卸売市場の状況に注意を払った「明治・大正期食品市場規則の特質」——との関連でいえば、大正期において、東日本と西日本における食料品市場の発展段階の差は歴然であるといわねばならない。前者の後進性と後者の先進性は否めない事実として、かつまたははっきりした地域差として確認されるのである。また、公設市場は単なる応急的社会施設などではなく、産業資本や農会側からいえば、すでにはやくから要求していた新しい流通機構でもあったのである。本稿は、大正8年1月段階までの分析にとどまったが、今回は大正8年後半から続々と出て来る各市町村の公設市場規程の特質を分析しよう。」

II 大正期の公設市場規程

まず、大正期の公設市場規程の特質を、資料に則しながら明らかにして

いこう。ところでこれから、大正8年以後各市村町で施行された公設市場規程の内容について検討を加えていくのだが、これまでの作業で言及したように、大正7年にもいくつかの規程案が出ている。後者は前者とはちがって、案にすぎないが、前者との歴史的継起関係を考えるに当たっては見落とすことが出来ない。荏原郡農会公設市場要綱、東京商業会議所の公設市場設置に関する案、公設小売市場設置案、内務次官通牒の小売市場設置要綱がそれである⁶。さらにまた、大正11年のものであるが、公設市場改善要綱も、大正期⁷の公設市場規程の特質を考えるに当たって、見落とすことは許されない。それはともかく、前の章で問題の所在として指摘したように、日用必需品小売市場の広汎な展開を、かの自由なる賃労働の展開を支える物質的基盤の一つと考える視角から、標準定価売りの成立、前近代的懸売り習俗の廃絶と現金売りの成立、恒常的な日用必需品流通機構の成立を示す指標を、大正期の公設市場規程に探っていこう。さらにこれに加えるに、前掲拙稿で指摘した農会の農産物販売機構整備の動き、或いはまた大正7年の大阪市会の公設市場設置に関する建議における生産者直接誘致策にあらわれている、生産者の商品小売市場への進出の動きに留意しながら、大正期の公設市場を検討してみよう。

そこで、内務省社会局社会部の作成した『公設市場概況』（内務省社会局社会部、1931年）によって、大正期制定の公設市場規程をあげてみると第1表のごとくである。これは、『公設市場概況』に明らかに大正期の制定ないしは改正の年次を附して収載されているものをひろいあげ、表示したものである。この表から以下のことが指摘し得る。

(i) 名称は、市設市場規程・市場規則・常設市場規則・公設日用品市場規則・公設市場使用条例（または公設市場使用料条例）・公設市場規程

6 拙稿「大正期公設市場の特質」『同志社商学』第24巻第1号、1972年。

7 前掲拙著「近代生鮮食料品市場の史的研究」の109～110ページ。

(または公設市場規定・公設市場規則)・公設市場設置奨励規程・公設市場取締規程・市設小売市場使用条例・朝市場規則と様々である。だが、その中でも、公設市場使用条例と公設市場規程が名称として多く採用されている。また、大正11(1922)年以降は、町立敦賀朝市場規則を除けば、ほぼこの二つに名称は定型化されている。東京市設小売市場使用条例と大阪市設小売市場使用条例の名称は、この両市が大正12(1923)年に成立した中央卸売市場法の適用される地域、いかえれば公設卸売市場の設置される地域となったため選ばれた名称であろう。だから、大正11年以降、公設市場という名称が定着したと考えていだろう。この大正11年という年は、社会事業調査会が、政府による公設市場の改善発達についての諮問に答えて、公設市場改善要項をまとめた年でもある。以上で明らかになった大正11年以降に定着をみる公設市場という名称、公設市場使用条例ならびに公設市場規程という名称は、昭和前期に受けつがれていく。尤も、後掲の第2表から明らかなように僅かながら例外はある。

(ii) 販売品目については、那覇市場使用料徴収条例と西宮市公設市場使用料条例の例外を別とすれば、いずれも日用品・生活必需品・日常生活必需品・日常生活要品と述べるか、より立ち入って具体的に品目名をあげるのが通例である。次に、品目名を食料品・薪炭・その他日用品にわけてみると、食料品は別として、薪炭・その他日用品の場合は具体的にその名称が言及されない場合もあることがわかる。この点だけからする時、大正期における公設市場の設置は、何よりも食料の自給自足性を失った人間への食料供給問題を解決するという課題に対する対応策であったという判断が出て来る可能性はある。だが、荏原郡農会公設市場要綱にみられる農会の農産物販売機構整備の動きや東京商業会議所の公設市場設置に関する案、或いはそれぞれの公設市場規程にみられる価格正札規定・現金売り規定などを勘案すると、それだけの判断にとどまってはならぬことが明らか

となる。それはともかく、大阪市の場合はこういう表現になっている。

「第一条 条例第一条ノ日常生活必需品トハ左ノ種類ヲ謂フ 一日用食料品 蔬菜果実及其ノ加工品、乾物塩干魚、海草類、米雜穀、豆腐、油揚類、鮮魚、鳥獸肉、鶏卵、菓子砂糖類、味噌醬油類、佃煮類、茶、饅飽、其ノ他之ニ類スル食料品、二其ノ他日用品 荒物其ノ他日用器具類、小間物化粧品藥品類、呉服物及装身雜貨類、薪炭、其ノ他之ニ類スル日用品」（大阪市設小売市場使用条例施行細則）。

(iii) 生産者販売人規定の有無とは、注でも述べているように、「第五条 出店人ハ生産者（傍点は筆者……以下同様）若クハ卸売業者又ハ小売業者ニシテ身元確實且ツ信用アル者ニ限ル」、「第六条 蔬菜販売人ハ市町村農会ノ推薦シタル者又ハ本市指定ノ商人ニ限ルモノトス」（姫路市公設市場規定）とするように、生産者が直接に販売人になる場合を想定した規定を有するか否かを指している。規定の文章の表現形式には差異があるにしても、第1表についていう限り、33例中19例は生産者販売人規定を有していたと判断が出来る。この規定の精神は、荏原郡農会公設市場要綱にみられる農産物販売機構整備の動きや大阪市会の公設市場設置に関する建議にみられる生産者直接誘致策、或いは公設市場改善要項の「五、市場はなるべく生産者製造者及卸売商人をして販売せしむること」とする規定の精神を受けているとあってよい。だが、この規定は、昭和前期にはあまり受けつがれていないことは、後述のごとくである。それは何故だろうか。ここでは疑問を出すにとどめておこう。

(iv) 価格正札規定の有無とは、「第十条 販売品ハ常ニ清新ナルモノヲ選ビ販売価格ハ市場外小売値段ニ比シ必ス廉価ナルコトヲ要ス」、「第十一条 販売品ニハ一定単位ノ価格ヲ定メ発表前市長ノ承認ヲ受クベシ価格ノ変更ヲ為サムトスルキ亦同シ市長販売価格不相当ト認メタルトキハ其ノ販売ヲ停止シ又ハ価格ヲ低下セシムヘシ販売品ニハ諸易キ様明確ナル価

格札ヲ附スヘシ」(西宮市公設市場使用料条例施行細則)とするように、正札販売の規定を有するか否かを指している。規定の文章の表現形式には差異があるにしても、33例中28例はこれを有していると判断出来る。

(v) 現金売り規定の有無とは、「第九条 販売品ハ必ス価格正札ヲ附シ現金取引ニシテ一切割引懸売ヲ為スコトヲ得ス其価格不当ト認ムルトキハ之レヲ更正セシメ若シ応セサル場合ハ撤却又ハ退場セシムモノトス」(高田町公設市場規則)とするように、現金取引規定を有するか或いは割引懸売り禁止規定を有するか——両者とも有する場合も含めて——否かを指している。規定の文章の表現形式には差異があるにしても、33例中24例はこれを有していると判断出来る。この現金売り規定の有する意義をより良く理解するためには、古い性格を残しているとみられる町立敦賀朝市場規則の「第五条 第二条ニ依ル販売方法ハ相對売買トシ之カ金銭受渡ニ関シテハ本市場ハ其ノ責ニ任セサルモノトス」——この規定との関連からする時、町立敦賀朝市場規則に価格正札規定のみられない点は注目される——を引用しておけば十分であろう。

(vi) 毎日開店規定の有無とは、注でも述べているように、「第五条 本市場ハ毎日午前九時ニ開始シ午後七時ニ之ヲ閉鎖ス但シ時宜ニ依リ時間ヲ伸縮スルコトアルヘシ」,「第六条 本市場ノ休日ヲ定ムルコト左ノ如シ一 毎月一日 一 大祭祝日其他臨時必要ト認メタル場合」(熊本市公設市場規程)とするように、前近代社会にみられる定市場・日限市場・月並市場・夜市場・朝市場ではなく、毎日営業するとの規定を有しているか否かを指している。規定の文章の表現形式には差異があるにしても、33例中29例はこれを有していると判断出来る。

以上から、大正期の公設市場規程の多くには、同一労働市場圏内では、原則として運送費部分を除いては日用必需品の価格差がみられなくなり(標準定価売りの成立)、誰であろうと現金さえ持参すればなじみの如何に

かかわらず日用必需品を購入することが出来（前近代的懸売り習俗の廃絶と現金売りの成立）、毎日毎週毎月夜分を除くいつでも日用必需品市場が開店している（恒常的な日用必需品流通機構の成立）という、かの自由なる賃労働の展開を支える物質的基盤を形成する規定が含まれていることはたしかである。かくして大正期の公設市場規程には公設市場が単なる窮民対策としての日用品廉売機構であったとの理解にとどまることを許さないものがあるといわねばならないのである。

この章を終わるに当たって、公設市場創設時の規程の例として岡山市市場規則、行政機関の意図が鮮明に出る傾向のある植民地型として札幌市公設市場規程をそれぞれ採録しておきたい。前者については販売品目に日用雑貨、太物メリヤスその他日常生活必需品との規定のあること、後者については販売人には生産者ならびに生産者団体に優先権を与えている規定のあることに注目されたい。

岡山市々場規則

第一条 本市ハ日用品市場ヲ設置ス

第二条 市場ノ位置及名称ハ市長之ヲ定メテ告示ス

第三条 市場ニ於テハ本市ノ指定又ハ許可シタル生産者製造業者、若ハ販売人ヲシテ販売セシム

第四条 市場ニ於ケル商品ノ販売価格ハ市長ノ承認ヲ経ルヲ要ス

第五条 市場ニ於テ販売スヘキ品種ハ市長之ヲ定ム

第六条 市場ニ於ケル商品ハ凡テ正札付トシ現金取引トス

第七条 開場時間ハ毎日午前午後ノ二回トシ時間ハ季節ニ依リ市長之ヲ定ム但シ臨時休業スルコトアルヘシ

8 大阪市や堺市などの公設市場規程に、価格正札規定や現金売り規定が欠けていることの理由の解明は、今後の資料発見と研究にゆずりたい。

9 食品市場規則における植民地型の問題については、前掲拙著『近代生鮮食料品市場の史的研究』の222～223ページを参照されたい。

第八条 市場内ニ留置シタル物品ノ保管ニ関シテハ市其ノ責ニ任セス

第九条 許可又ハ指定サレタル販売人ハ自己ノ使用人ノ行為ニ対シテ總
テ其ノ責ニ任スルモノトス

第十条 市場ノ実施ニ関シ必要ナル規程ハ市長之ヲ定ム

岡山市日用品市場規程

第一条 市場ニ於テ販売スヘキ品種ノ概目左ノ如シ

白米、雜穀、茶、薪炭、荒物、蔬菜、果実、乾物、塩干魚、罐
詰、砂糖、味噌、漬物、塩酢、醬油、鶏卵、魚、鳥獸肉、土物、
麵類、豆腐、其他食料品、酒類、清涼飲料、日用雜貨、太物メリ
ヤス類其他日常生活必需品

第二条 蔬菜及果実ノ生産者ニシテ委託販売ヲ希望スル者ニ対シテハ別
ニ定ムル所ノ方法ニ依ル

第三条 市場使用料ハ別ニ定ムル所ニ依リ之ヲ納付スヘシ但シ特種ノ設
備ヲ為シタルモノノ外当分ノ内之ヲ徴収セス

第四条 販売人ハ市ノ許可ヲ得タル品種以外ノモノヲ販売スルコトヲ得
ス

第五条 腐敗其他衛生上有害ト認ムルモノ及不正品ハ上場スルコトヲ得
ス 既ニ上場シタル物品ニシテ腐敗ニ傾キ又ハ有害ノ虞アリト認
ムルトキハ之ヲ撤去セシム

第六条 市場ノ設備ヲ損傷シタルトキハ之ヲ賠償スヘシ

第七条 開場時間ハ毎日午前七時ヨリ午後六時迄トス但シ時宜ニ依リ伸
縮スルコトアルヘシ

第八条 市場ニ入場スルモノハ左ノ各号ヲ遵守スヘシ

- 一 秩序ヲ守リ徳義ヲ重ンシ決シテ専横不正ノ行為ヲ為ササルコト
- 二 喧騒乱暴其外他人ノ妨害トナルヘキ行為ヲ為ササルコト
- 三 危険ノ虞アルカ又ハ衛生・風紀上有害トナルヘキ物品ヲ携帯セサ

ルコト

四 各自互ニ清潔ノ維持ニ努ムルコト

五 前各号ノ外市場掛員ノ指揮命令ニ従フコト

第九条 本規程ニ違背スルカ又ハ公安ヲ害スルト認メタルモノハ何人タ
リトモ市場ニ入ルコトヲ許サス

札幌市公設市場規程

第一条 本市公設市場ハ左記物品ノ取扱ニ関シ^(ママ)売買当時者双方ニ便^ア
ラシメ^ンコトヲ^図リ之ヲ設備ス

穀物、乾物、塩干魚、鮮魚、肉類、蔬菜、果実、調味料、燃料、
日用雜貨、其他生活安定ニ資スル必要ナル施設

第二条 市場位置名称及營業開閉時間ハ別ニ之ヲ告示ス

第三条 市場ニハ一定ノ店舗ヲ設備シ使用人ノ使用ニ供ス

第四条 販売人ハ左ノ順位ニヨル店舗ヲ使用セシム

一、生産者、生産者ノ団体

二、前号ノ者ヨリ委託販売ヲ受ケタルモノ、

三、本市ノ指定シタル商人

第五条 店舗ノ使用許可ハ少クトモ三箇月毎ニ更改ス

第六条 販売人市ノ承諾ナクシテ店舗ヲ開カサルコト三日以上ニ及フト
キハ其使用許可ハ自然消滅ス

第七条 市ハ商品ノ盜難火災其他不可抗力ニ因ル損害ニ対シ其責ニ任セ
ス

第八条 市ハ吏員ヲシテ市場ノ取締ニ当ラシム市場内ニ於テハ何人モ其
指図ニ背クコトヲ得ス

第九条 販売人ハ別ニ定ムル使用料ヲ負担スルモノトシテ翌月分ヲ指定
日迄ニ前納スルモノトス

第十条 使用許可ヲ受ケタル店舗ハ之ヲ転貸又ハ賃貸スルコトヲ得ス又
店舗内ノ設備等ヲ譲渡シ又ハ抵当物件トナスコトヲ得ス

第十一条 販売人ハ誠実熱心販売ニ従事シ購買者ニ対シ親切丁寧ヲ旨ト
スベシ

第十二条 市ハ販売人ニ対シ販売品ヲ指定シ又ハ制限ヲ為スコトアルヘ
シ

第十三条 販売人ハ其販売品ノ種目毎ニ販売価格ヲ公表スヘシ

第十四条 販売人ハ毎日販売品ノ仕入価格ヲ届出ツヘシ

第十五条 販売人ハ毎日其ノ売上総額ヲ届出ツヘシ

第十六条 販売人ハ自己ノ店舗ノ内外ニ涉リ常ニ清潔ヲ保ツヘシ

第十七条 販売人ハ懸賞^(ママ)(懸売の誤植ではなからうか……筆者注)ヲ為
スコトヲ得ス

第十八条 市長ハ必要ニ応シ度量衡器其他商用器具又ハ販売品ヲ検査シ
又ハ営業ニ関スル書類ノ検閲ヲ求ムルコトアルヘシ此場合ニ於テ
販売人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十九条 市長ハ衛生上危害アル販売品アリト認ムルトキハ直ニ之ヲ撤
廃セシムルコトアルヘシ

第二十条 販売人ハ市ノ許可ヲ得タル場合ノ外店舗内ニ宿泊スルコトヲ
得ス

第二十一条 販売人ニシテ販売上不正行為ヲナシ又ハ場内ノ秩序ヲ紊シ
其他市場ノ目的ニ背反スル行為ヲナスヘカラス

第二十二条 本規程第八条乃至第二十一条ニ背反シタル場合ハ其使用許
可ヲ取消スヘシ

附 則

本規程ハ発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

Ⅲ 昭和前期の公設市場規程

前の章で明らかにしたような大正期の公設市場規程の特質は、昭和前期にはどう受けつがれていっているのだろうか。そこで、内務省社会局社会部の作成した前掲書と厚生省社会局の作成した『道府県小売市場関係規程』（厚生省社会局、1938年）によって、昭和前期制定の公設市場規程をあげてみると第2表のごとくである。これは、上記両書に明らかに昭和前期の制定ないしは改正の年次を附して収載されているものをひろいあげ、表示したものである。この表から以下のことが指摘し得る。

(i) 名称は、明石市営市場規則を例外として公設市場規程・公設市場使用条例にほぼ定型化している。ただし、昭和前期になると各地に中央卸売市場が開設されはじめることもあって、公設小売市場とか市設小売市場という具合に、中央卸売市場に関する規程ではないことを明示する変型もある。それはともかく、以上によって、昭和前期には、ほぼ公設市場という名称は確定したといっていだろう。

(ii) 販売品目については、大正期の公設市場規程と比べて、とりたてて変わった様子はない。

(iii) 生産者販売人規定の有無については、幾分相違があるとみなければならぬ。18例中11例に、生産者販売人規定が欠けているからである。これは、前章でも疑問として出したところだが、考えてみる必要がある。こうした現象が生じた理由としては、日用必需品生産における小規模零細性、わけても農産物生産における小農経営の現実が、考えられねばなるまい。

(iv) 価格正札規定については、大正期よりもさらに徹底して、価格正札を附する方針が採用されていると判断出来る。18例全部に価格正札規定がある。

第2表 昭和前期の公設市場規程

名 称	年 次	販 売 品 目			生産者販 売人規定 の有無	価格正 札規定 の有無	現金売 り規定 の有無	毎日開 店規定 の有無	備 考
		食料品	薪 炭	その他 日用品					
小樽市公設市場規程	昭和2年	一切明示せず			○	○	○	○	大正11年のものを一部改正
室蘭市公設市場使用条例	〃	○	×	○	○	○	○		
京都市公設市場使用条例	〃	○	○	○	×	○	○		
明石市営市場規則	〃	○	○	○	×	○	○		
米子市公設市場規程	〃	○	○	×	×	○	○		
大分市公設市場規則	〃	○	○	○	×	○	×	大正13年のものを改正。	
守口町公設市場規約	昭和3年	○	○	○	×	○	○		
日立町公設市場規約	〃	○	×	×	×	○	×	この年に改正しているから、 これ以前に制定をみたくはす。	
奈良市公設市場規程	〃	一切明示せず			×	○	○		
静岡市公設市場規定	〃	○	○	○	○	○	○	大正11年のものが初発。	
松山市公設市場規則	〃	○	○	×	×	○	○	大正8年のものが初発。	
函館市公設市場条例	昭和4年	○	○	○	○	○	○	大正11年のものが初発。	
大津町公設市場使用条例	〃	一切明示せず			×	○	×		
一宮市公設市場業務規程	〃	○	○	○	×	○	○		
東京市設小売市場使用条例	昭和7年	○	○	○	○	○	○	第1表記載のものを改正。	
豊橋市公設小売市場使用料条例	昭和8年	○	○	○	○	○	○		
札幌市設小売市場規則	昭和9年	○	○	○	○	○	×		
高岡市公設市場使用条例	昭和10年	○	○	○	×	○	○	第1表記載のものを改正。	

(出所) 社会局社会部『前掲書』, 厚生省社会局『道府県小売市場関係規程』(厚生省社会局, 1938年)

(注)(i) 第1表作成の時と同じ規準で整理をしている。ただ、年次が昭和前期と変わっただけにすぎない

(v) 現金売り規定については、大正期と同傾向と判断出来る。

(vi) 毎日開店規定についても、大正期と同傾向と判断出来る。

以上から、昭和前期の公設市場規程には生産者販売人規定については大正期のそれとの間に差はみられるにしても、標準定価売りの成立、前近代的懸売り習俗の廃絶と現金売りの成立、恒常的な日用必需品流通機構の成立という点においては、大正期の公設市場規程と昭和前期のそれとの間に共通した特質があると結論づけられると私は考える。

この章を終わるに当たって、今のところ年次不明のため第1表と第2表に掲載することの出来なかった公設市場規程を第3表にまとめておく。この第3表の公設市場規程を加えて考えてみても、上記の結論にはさして変化はおきないだろう。

IV 余 章

以上によって、大正・昭和前期の公設市場規程の特質はほぼ明らかになったであろう。結論めいたことはすでに述べたから、ここにはくり返さない。ただ余章として、補足したいのは以下の三点である。

ひとつは、これまでかかげた表からもわかることだが、昭和6(1931)年3月現在、公設市場設置の全然みられない県として、新潟・群馬・栃木・山梨・青森・山形・宮崎の7県があるということである。他方、公設市場設置の多い道府県として、大阪・東京・愛知・兵庫・北海道・神奈川・広島・福岡・京都府があげられる。これによっても、公設市場の設置が単なる社会的応急施設にとどまるのではなく、賃労働市場の展開と深いかわりのあることが、十分理解出来るのである。

ふたつめは、上述のような性格を有する公設市場規程の意義を理解する上に役立つものとして、1914年度北米合衆国農務省年鑑中のジーヴィ・グ

第3表 年次不明の公設市場規程

名 称	年 次	販 売 品 目			生産者販 売人規定 の有無	価格正 札規定 の有無	現金売 り規定 の有無	毎日開 店規定 の有無	備 考
		食料品	薪 炭	その他 日用品					
宮津町公設市場規程	不明	○	×	○	○	○	○	○	
岸和田市公設市場規程	〃	○	○	○	×	○	○	○	
池田町公設市場使用条例	〃	内容明示せず日常生活需 用品とのみ			×	×	×	×	
富田林町公設市場使用条例	〃	○	○	○	○	○	○	○	
横浜市公設市場使用条例	〃	○	×	×	×	○	○	○	
神戸市公設市場使用料条例	〃	○	○	○	×	×	×	×	
今津町公設市場使用料条例	〃	一切明示せず			×	○	○	○	
長崎市公設市場条例	〃	○	○	○	×	○	○	○	卸売市場・小売市場兩種市場 を対象とする
佐世保市公設市場規程	〃	○	×	×	×	×	○	○	卸売市場を主として想定する
水戸市公設市場取締規程	〃	○	×	×	×	×	×	×	
四日市市公設市場出品者心得	〃	内容明示せず日用品とのみ			○	○	○	○	
岡崎市公設市場業務規程	〃	○	○	○	○	○	○	○	
瀬戸市公設市場業務規程	〃	○	○	○	○	○	○	○	
津島町公設市場規程	〃	○	○	○	○	○	○	○	
半田町公設市場業務規程	〃	○	○	○	○	○	○	○	
西尾町公設市場規定	〃	○	○	○	○	○	○	○	
安城町公設市場規程	〃	○	○	○	○	○	○	○	
有松町公設市場業務規程	〃	○	○	○	○	○	○	○	
大津市公設市場出品規定	〃	一切明示せず			○	○	○	○	
彦根町公設市場規程	〃	○	○	○	○	○	○	○	

松本市公設市場条例	〃	内容明示せず日常生活必需品とのみ			×	○	×	○
福井市公設市場規則	〃	内容明示せず日常生活に必要な物資とのみ			×	○	○	○
金沢市公設市場規程	〃	○	○	○	○	○	○	○
鶴来町市場使用料条例	〃	一切明示せず			×	×	×	×
松任市場条例	〃	一切明示せず			×	×	×	×
富山市公設市場規定	〃	○	○	×	○	○	○	○
松江市公設市場規程	〃	○	○	○	○	○	○	○
安来町公設市場規程	〃	○	○	○	○	×	○	×
江津町立公設市場規定	〃	○	×	×	×	○	○	○
浜田町立公設市場規程	〃	○	○	×	×	○	○	○
呉市公設市場規定	〃	一切明示せず			×	○	○	○
小野田町公設市場請負規程	〃	○	×	×	×	○	×	○
徳山町公設市場規程	〃	○	○	○	×	○	○	○
宇部市公設市場規則	〃	内容明示せず日常生活必需品とのみ			×	○	○	○
福岡市公設市場使用条例	〃	〃			×	○	○	×
飯塚町公設市場規則	〃	○	○	○	×	○	×	○
門司市公設市場使用条例	〃	○	○	○	×	○	○	○
小倉市公設市場規則	〃	○	○	×	○	○	○	○
唐津町市場条例	〃	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島市公設市場規則	〃	○	○	×	×	○	○	○
鹿屋町公設市場規則	〃	○	○	×	×	○	○	○

(出所) 社会局社会部『前掲書』

(注) (i) 年次不明というも、出所となった書物は、1931年発行であるから、公設市場が創設される頃から昭和6年までの間に制定のものであることは間違いない。

(ii) 整理の規準は第1表に準じる。

ランチによる公設小売市場についての叙述があるということである。これを翻訳して、商工省事務局は『大正十四年四月 米国ニ於ケル公設小売市場及公設野天市場』という冊子にまとめているから、当時政府の有した知識の一端を知る意味でも興味あるので、ここに行論上必要な部分を引用しておく。

「……(前略)……現時ニ於テハ食料品、就中新鮮ナル農産物ノ配給及売買ヲ一層安価ニ且完全ナラシムヘキ方法如何ノ問題ハ最モ一般ニ慎重ニ研究セラレツツアリ、本問題ノ解決如何ハ農村及都会住民ノ経済上ノ利害ニ関係スル所大ナルモノアリ……(中略)……佳良ナル生産品ヲヨリ廉価ニ供給シ、以テ一般家計ノ食物費ヲ逡減セムトスル運動ハ常ニ関係商人ノ反対ヲ招キタル所ナリシモ、今ヤ都市ハ従来其ノ市民ニ対スル食料品供給問題ニ関シテ其ノ責任ヲ尽スコト十分ナラサリシコトニ氣付キ、漸次之カ改善ニ力ヲ努サムトシツツアリ……(中略)……市場ハ、現金ヲ以テ代金ヲ支払ヒ且自ラ自宅ニ持ち帰ル者ニ対シテハ、實際一弗ノ価値アル物品ヲ一弗ヲ以テ供給シ得ヘシ、換言スレハ掛買又ハ配達ヲ希望セサル顧客ニ対シ、掛売又ハ配達ノ為ニ増加スル費用ヲ転嫁スルコトナカルヘシ。……(中略)……顧客ハ、市場ニ於テ他ノ一般ノ個人商店ニ於ケルヨリモ一層種類ノ選択自由ニ、且新鮮ナル食料品ヲ購入シ得ヘシ。……(後略)……」。「……(前略)……小売市場ヲ最モヨク利用スル顧客ハ必スシモ貧民階級ニ非サルコトハ不可思議ナル現象ナレトモ、之ハ貧困ナル人々ハ、通常掛買ニ依リ生活スルニ依ルモノト解スルコトヲ得ヘク、買物ニ対シ経済思想ノ欠ケタルコト及節制ナキコト等モ亦其ノ有力ナル原因ナルヘシ……(後略)……」。

これによって、アメリカでも、現金買い・現金売りをすすめ、懸買・懸売を否定しようとしていることがうかがわれる。日米双方の事例にあらはれている小売商品流通市場における現金売りをすすめ、懸売を否定する動きは、小売商品流通市場から前期的商業資本を駆逐しようとの動きに深い

第4表 農会公設市場規程と村公設市場規程

名 称	年 次	販 売 品 目			生産者販 売人規定 の有無	価格正 札規定 の有無	現金売 り規定 の有無	毎日開 店規定 の有無	備 考
		食料品	薪 炭	その他 日用品					
防府町周南生産物公設市場規定	大正13年	○	×	×	×	×	×	×	必需品の購入販売斡旋と農産物販売斡旋
香川県農会二七青物市場規程	昭和4年	○	×	×	○	×	×	×	食料品以外に農業副業品
邑久村公設市場使用条例	昭和8年	○	○	○	×	○	○	○	
中里村公設市場業務規定	昭和7年	○	×	○	×	×	○	×	
西春市場業務規定	不明	○	○	○	×	○	○	○	
盛岡市農会公設市場貸付内規	〃	農産物その他日用必需品			○	×	×	×	
千葉市農会公設市場規程	〃	○	○	×	×	○	○	○	
添上郡農会公設市場規程	〃	○	○	○	○	○	○	○	
本荘村公益公設市場規程	〃	一切明示せず			×	×	×	○	
王子村農会聯合農産物販売市場規約	〃	一切明示せず			×	×	×	×	農家生産物の委託販売

(出所) 社会局社会部『前掲書』, 厚生省社会局『前掲書』

(注) (i) 年次不明というも出所書物の作成年度から考えて、1938年までに制定されたものであることは間違いない。

(ii) 第1表作成の時と同じ規準で整理。

かかわりがあること、ほぼ間違いのないところであろう。

最後は、この大正・昭和前期における公設市場設置の動きは、市とか町のみではなく村にもみられたという注目すべき事実である。事例としては、極めて少ないが、第4表に表示したものが現在のところ、その存在を確認し得る。この意味については、もう少し研究が進んでから、公表していきたい。なお、第4表には農会公設市場規程もあげたが、大正7年の荏原郡農会公設市場要綱にもうかがわれる農会の農産物販売機構整備の動きが当時あったことを考えると、当然の史実であろう。なお、第4表の項目における○×の状態は、他の3つの表のそれとはかなりちがっているが、それは、生産者農民が販売人になるのが当然である市場条件から考えると理解出来るはずである。

(1972年12月12日)

第1表 大正期の公設市場規程

名 称	年 次	販 売 品 目			生産者販 売人規定 の有無	価格正札 規定の有 無	現金売り 規定の有 無	毎日開店 規定の有 無	備 考
		食 料 品	薪 炭	そ の 他 日 用 品					
大垣市市設市場規程	大正8年	○	○	○	○	○	○	○	大正8年議決。表示項目判断に際して使用した 施行細則はもう少し後年のものかも知れない。
岡山市市場規則	〃	○	○	○	○	○	○	○	
佐賀市常設市場規則	〃	○	○	○	×	○	×	○	
若松市公設市場使用料条例	大正9年	○	○	○	○	○	○	○	
久留米市公設日用品市場規則	〃	○	○	○	×	○	○	○	
丸亀市公設市場規程	〃	内容明示せずに日用品とのみ			○	○	×	×	
広島市公設市場規程	〃	○	○	×	○	○	○	○	
奈良県公設市場設置奨励規程	〃	内容明示せずに生活必需品とのみ			×	○	×	×	
横須賀市市場規則	〃	○	○	○	○	○	○	○	
堺市公設市場使用料条例	〃	内容明示せずに日常生活必需品とのみ			×	×	×	○	
那覇市場使用料徴収条例	大正10年	一切明示せず			×	×	×	×	大正8年のものを一部改正。
浜松市市場規則	〃	○	○	○	○	○	○	○	
高田町公設市場規則	〃	○	○	×	○	○	○	○	
姫路市公設市場規定	〃	○	○	○	○	○	○	○	
尼ヶ崎市公設市場使用条例	〃	○	○	○	×	○	○	○	
熊本市公設市場規程	大正11年	○	○	×	○	○	○	○	
高知市公設市場取締規程	〃	内容明示せずに日用品とのみ			○	○	○	○	
和歌山市公設市場規程	〃	○	○	○	×	×	×	○	
伊丹町公設市場使用料条例	〃	内容明示せずに日常生活用品とのみ			×	○	○	○	
札幌市公設市場規程	〃	○	○	○	○	○	○	○	
秋田市公設市場規程	大正12年	○	○	○	×	○	○	○	大正10年のものを一部改正。 大正8年のものを一部改正。
町立敦賀朝市場規則	〃	○	×	○	○	×	×	○	
膳所町公設市場規則	〃	○	○	○	○	○	○	○	
旭川市公設市場規則	〃	○	○	○	○	○	○	○	
五条町公設市場規則	大正13年	内容明示せずに日用品とのみ			×	○	○	○	
土浦町公設市場規程	〃	○	○	○	×	○	○	○	
東京市設小売市場使用条例	〃	内容明示せずに日用品とのみ			○	○	○	○	
高岡市公設市場使用条例	大正14年	○	○	○	×	○	○	○	
石巻町設市場規程	〃	○	×	○	○	○	○	×	
西宮市公設市場使用料条例	〃	一切明示せず			×	○	○	○	
川崎市公設市場規程	〃	○	○	○	×	×	×	○	
大阪市設小売市場使用条例	〃	○	○	○	×	×	×	○	
徳島市公設市場使用条例	大正15年	内容明示せずに日常生活必需品とのみ			○	○	×	○	大正9年のものが初発。
名古屋市公設市場規程	〃	○	○	○	○	○	○	○	
浦和町公設市場規則	〃	○	×	○	○	○	○	○	

(出所) 内務省社会局社会部『公設市場概況』(内務省社会局社会部, 1931年)

(注)(i) 『公設市場概況』に記載されているもので、しかも大正期に制定あるいは改正を受けてから以後『公設市場概況』作成時にも効力を有していた規程をあげた。この表でいう年次とは、その規程の制定または改正を受けた年次をいう。

(ii) 名称欄にあげたそれぞれの規程ないし条例ないし規則には、大抵、施行細則などの附則がついている。各欄の内容を表示するにあたっては、それらの施行細則なども参照している。

(iii) ここでいう生産者販売人規定の有無では、たとえば、「浜松市市場規則」のように、「生産者卸売業者若クハ販売人ヲシテ販売セシム」というような事例を有と考えている。

(iv) ここでいう毎日開店規定の有無では、年中無休のみならず、定休日を明記したる場合も含んだものをも、毎日開店有と分類している。

(v) 各欄の○印は有を意味し、×印は無を指す。